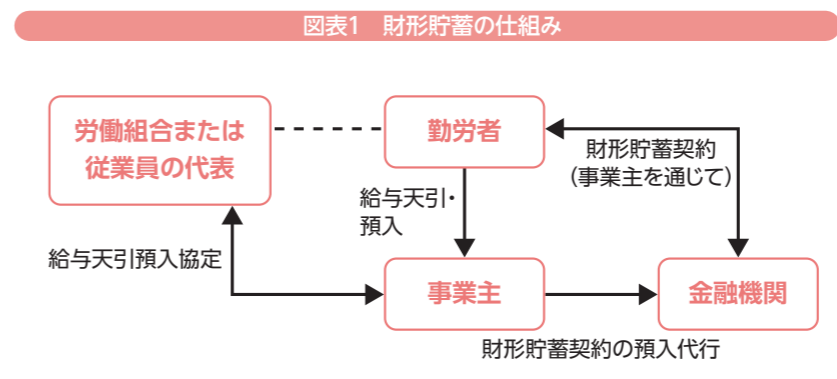


財形を始めてみませんか?~従業員

の福利厚生の実を図りましょう!~

豊かで安定した生活を送るための「財形制度」とは?

お勤めの皆さま、事業主の皆さま、「財形制度」をご存じですか? 「財形制度」は、勤労者財産形成促進法に基づき、勤労者が豊かで安定した生活を送るた



めの財産形成を事業主、国が援助するための制度です。「財形制度」は、給与等からの天引きによって貯蓄を行う「財形貯蓄制度」(図表1)、財形貯蓄を利用されている方向けの公的住宅ローン「財形持家融資制度」など一つとして、これまでに多くの

方々が利用しています。新年度の始まりの時期は、財形のスタートのよいきっかけになります。この機会に財形貯蓄をはじめませんか? 「財形貯蓄制度」ってどんな制度? 貯蓄をしたいと思っても、い

図表2 3種類の財形貯蓄

1	ライフスタイルのサポートに、使い道自由の 一般財形貯蓄	使う目的を限定していません。車、旅行、教育、結婚など、いろいろな目的に自由に使えます。貯蓄を始めて1年経てば、払い出しが可能です。将来のためにまず貯蓄を始めたい、とお考えの方に最適です。	○資金使途：自由 ○積立期間：3年以上
2	老後のサポートに、利子等非課税の 財形年金貯蓄 ※	老後に備えた資産形成をお考えの方に最適な、60歳以降に年金として受け取るための貯蓄です。財形住宅貯蓄と合わせて元利合計550万円(生命保険、損害保険等の契約については、元本385万円)まで利子等非課税です。また、財形年金貯蓄は退職後も利子等の非課税が継続されます。	○資金使途：老後の資金(60歳以降の年金)のため ○積立期間：5年以上 ○受取期間：満60歳以降に5年以上20年以内(保険商品の場合、終身受取の商品もあります)
3	マイホームのサポートに、利子等非課税の 財形住宅貯蓄 ※	マイホームの新築・購入・リフォームなど、住まいの資金づくりをお考えの方に最適です。財形年金貯蓄と合わせて元利合計550万円まで利子等非課税です。	○資金使途：住宅の新築・購入(一戸建てでもマンションでも)、工事費が75万円を超える増改築(対象となる工事には一定の要件があります)など ○積立期間：5年以上

※55歳未満の方のみ契約できます

つの間にか使ってしまった。こんな経験はありませんか? 「財形貯蓄制度」とは、あらかじめ自分で決めた額を事業主が給与等から天引きし、金融機関への預入等を代行してくれる制度です。勤務先で一度申込み手続をすれば、給与等が手元に入る時点ですでに天引きされています。生活設計することにより自然に節約にもつながります。また、「使ってしまった!」ということがなくするため、確実に貯蓄ができ、知らず知らずのうちにしっかりとめることができます。金額もご自身で決めることができますので、たとえば、新入社員のときは少額から始め、仕事に慣れてきたら月々の金額を増やしてためることができま

的に貯蓄を続けることができるので、利用された方の多くが「やっていてよかった!」と思える制度です。

この財形貯蓄制度には、使途自由な一般財形貯蓄のほか、住宅取得や老後のための資金づくりができ、利子等の非課税措置が受けられる財形住宅貯蓄や財形年金貯蓄があります(図表2)。

さらに、この財形貯蓄を行っている方は、安心な公的住宅ローン「財形持家融資制度」を利用できます。金利は5年固定金利制で、現在の金利は0.67%(金利は1月、4月、7月、10月に見直されます)。子育て中や中小企業にお勤めの方は当初5年間、通常金利から0.2%引き下げる特例措置もあり、財形貯蓄をすることで将来の住宅取得の可能性がより広がります。

20年で500万円以上がたまる?

たとえば、入社1年目から次のように貯蓄を行うと、20年後には500万円以上の元本がたまる計算になります。

まず、月に1万円を貯蓄すると1年間で12万円、5年間で60万円がたまります。仕事に慣れてきた6年目以降は月2万円、10年間で合計180万円。さらに11年目以降に1万円アップし月3万円貯蓄し続けると、20年間で合計540万円の元本がたまる計算です。また、この調子でさらに貯蓄を続けると、貯蓄開始から33年目には貯蓄額が1000万円を超す計算となります。

この貯蓄をすべて一般財形貯蓄で行い、車や旅行、教育資金などのいろいろな目的で利用することもできますが、財形住宅貯蓄と財形年金貯蓄の非課税枠(合計550万円)を上手に利用すれば、貯蓄額をよりアップさせながら貯蓄することが可能です。たとえば、まずは住宅購入を目標に財形住宅貯蓄を行い、購入後には老後の生活のために財形年金貯蓄をするなどライフプランに合わせた貯蓄ができます。なお、お勤め先によって取り扱う財形貯蓄の種類が異なる場合がありますので、ご確認が必要ですよ。

事業主の方へ始めてみませんか、財形貯蓄制度

財形貯蓄は、給与からの天引きと金融機関への預入代行という事業主の協力があって初めて成り立つ制度です。

財形貯蓄制度を導入するとなると、「事務手続が大変なのは……」といった不安を抱えている事業主の方もいらっしゃるようです。しかし、財形貯蓄制度の導入にあたっては、はじめに貸金控除等について労使協定を結び、金融機関との事務処理に関する手続きなどを行う必要がありますが、一度導入してしまえば、その後のランニングコストはそれほどかかりません。社員の計画的な財産形成を会社がサポートすることは、社員の生活の安定度や会社への定着度を高めることにつながり、人材確保の点からも有益です。

財形貯蓄制度の導入は、金融機関の協力を得ながら進めることが必要ですので、まずは、財形商品を取り扱う金融機関などにご相談ください。

【詳しくはこちら】

○財形貯蓄制度について→厚生労働省雇用環境・均等局 勤労者生活課
☎ 03-5253-1111 (内線 5368)

○財形持家融資制度について→独立行政法人勤労者退職金共済機構 勤労者財産形成事業本部
☎ 03-6731-2935

